⑵　共同企業体の資格審査申請をする者は、併せて支出負担行為担当官沖縄総合事務局開発建設部長　坂井功が公告する入札参加資格の確認を受けること。
⑶　申請手続について不明な点があれば、次に照会すること。
　上記５⑵に同じ。

競争参加者の資格に関する公示

沖縄総合事務局開発建設部が発注する令和４年度小禄道路ボックスカルバート工事は、特定建設工事共同企業体及び単体有資格業者等による一般競争により行うこととしたので当該共同企業体の資格審査申請の受付の期間及び方法等を次のとおり公示します。

令和４年９月21日
沖縄総合事務局開発建設部長　坂井　　功

◎調達機関番号　007　◎所在地番号　47

１　工事名　令和４年度小禄道路ボックスカルバート工事
２　工事場所　沖縄県那覇市鏡水地内
３　工事内容　道路土工１式､カルバート工１式､非開削工（パイプルーフ）１式、仮設工１式
４　工事区分　一般土木工事
５　資格審査申請書の受付期間及び受付場所
⑴　受付期間　令和４年９月22日から令和４年10月11日まで。土曜日、日曜日及び祝日を除く、毎日９時00分から17時15分まで。
⑵　受付場所　〒900―0006 沖縄県那覇市おもろまち２丁目１番１号　沖縄総合事務局開発建設部管理課契約管理係　ＴＥＬ098―866―0031（内線2541）
６　共同企業体の構成員の数、資格要件等
⑴　構成員の数　最大２社とする。
⑵　構成員の組合せ　当局による一般競争参加資格のうち「一般土木工事」に係る競争参加資格を有する者の組合せとする。
⑶　構成員の資格要件　全ての構成員が、本工事に係る入札公告に定められた「競争参加資格」に掲げる条件を満たす者とする。
⑷　出資比率　全ての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。
⑸　代表者の要件　代表者は、より大きな施工能力を有し、かつ、出資比率が構成員中最大であるものとする。
⑹　有効期間　特定建設工事共同企業体の有効期間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める期間とする。
①　発注工事の契約の相手方となった者　競争参加資格が有ると認定された時から工事の請負代金の完成払をした時まで。
②　発注工事の契約の相手方とならなかった者　競争参加資格が有ると認定された時から契約の相手方が確定した時まで。
７　資格審査申請書類
⑴　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書
⑵　共同企業体等調書
⑶　経審結果通知書の写し
※令和３・４年度の競争参加資格審査の申請において用いたものに限る。
⑷　共同企業体協定書の写し
８　資格審査結果の通知
資格審査の結果は、特定建設工事共同企業体資格認定通知書により通知する。
９　その他
⑴　共同企業体の名称は､「○○○・□□□（会社名等）特定建設工事共同企業体」とする。
⑵　共同企業体の資格審査申請をする者は、併せて支出負担行為担当官沖縄総合事務局開発建設部長　坂井功が公告する入札参加資格の確認を受けること。
⑶　申請手続について不明な点があれば、次に照会すること。
　上記５⑵に同じ。

競争参加者の資格に関する公示

宮崎218号童里トンネル新設工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和４年９月21日
九州地方整備局長　藤巻　浩之

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　40

１　工事名　宮崎218号童里トンネル新設工事
２　工事場所　宮崎県西臼杵郡高千穂町押方地先
３　工事内容
構造形式：ＮＡＴＭ
延長：Ｌ＝491m
内空断面：136.0㎡
掘削工法：発破掘削
４　予定工期　契約締結の翌日から令和７年３月31日まで
５　申請の時期
令和４年９月21日から令和４年10月12日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。ただし、令和４年10月13日以降当該工事に係る開札の時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。
６　申請の方法
⑴　申請書の入手方法　「競争参加者資格審査申請書（特定建設工事）」（以下「申請書」という。）は、当該工事の入札説明書と併せて交付する。入手方法については､当該工事の「入札公告（建設工事）」（令和４年９月21日付け支出負担行為担当官九州地方整備局長）６．⑴を参照すること。
⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
提出場所は次のとおりとする。
〒812―0013 福岡市博多区博多駅東２―10―７　九州地方整備局総務部契約課調査係　電話092―476―3509（内線2522）
①　特定建設工事共同企業体協定書（甲）（下記７⑸の条件を満たすものに限る。）の写し
②　下記７⑵の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（令和４年９月21日付け支出負担行為担当官九州地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の別記様式２と同一であるので、それを使用して作成しても差し支えない。）
⑶　申請書の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。
７　特定建設工事共同企業体としての資格及びその審査
「競争参加者の資格に関する公示」（令和４年３月31日付け国土交通省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「令和４年３月31日付け公示」という。）５（建設工事）の①から⑥までに該当する者を構成員に含む特定建設工事共同企業体及び次に掲げる条件を満たさない特定建設工事共同企業体については、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の特定建設工事共同企業体については、令和４年３月31日付け公示６（建設工事）の⑴に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項について総合点数を付与して特定建設工事共同企業体としての資格があると認定する。
⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者２又は３社の組合せとする。
①　九州地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
②　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
③　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑵　構成員の技術的要件　特定建設工事共同企業体の構成員は、令和４年10月12日において次の条件を満たすものとする。
①　特定建設工事共同企業体のすべての構成員は、平成19年度以降に完成した、元請けとして次に掲げる【①】はア）及びイ）の要件を､【②】はア）の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（受注形態を明らかにするものとし、甲型共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の施工経験については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）（新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた一時中止措置等を行っても